

# リース契約によるトラブル(電話機のリース例)



## あなたへのアドバイス！

- 個人事業者を訪れ、屋号や事業者名の名義で契約させるケースが見られます。事業者として契約すると、訪問販売であってもクーリング・オフの適用はありません。
- 事業者用というよりも、ほとんど家庭用として電話機を使用している場合は、消費者契約とみなされる場合もあります。しかし、使用の実態の判断は難しいところです。すぐに契約せず、電話機の本体価格やリースの支払い総額、リース契約のメリット・デメリットを確認して、慎重に判断する必要があります。
- また、通常のリース契約書では期間途中の解約はできません。途中で電話機を引き取ってもらう場合でも、リース残金を一括で支払うこととなります。

## リース契約とは

- リース契約では、リース会社が、あらかじめユーザーの選択した物件を、ユーザーに代わって販売会社に代金を支払って購入し、これをユーザーに引き渡します。そして、購入代金と手数料などの合計をリース料としてユーザーから長期間にわたり分割で回収します。
- リース契約は上記のようなしくみになっているので、契約期間中の解約と物件の返却を認めた場合、リース会社に損失が生じてしまいます。このため通常のリース契約書では、ユーザーは契約期間中の解約はできません。